

北陸電力健康保険組合  
平成31年2月18日

## 組 合 報

公告第761号

### 一部負担還元金支給規程の廃止・新設について

北陸電力健康保険組合一部負担還元金支給規程を下記のとおり改正しましたので、公告いたします。

なお、条文の追加および削除等を伴うため、現行支給規程を廃止して、新支給  
手続規程を制定しました。

#### 記

#### 1. 主な改正内容（現行規程との変更点）

- (1) 規程の名称を一部負担還元金支給手続規程に改正する。
- (2) 規程の目的に支給手続を行うに必要とする事項を定め、事務の適正と事業運営の円滑化を図ると追加する。
- (3) 一部負担還元金は診療報酬明細書のデータ等を組合が受領したときに、被保険者から請求があったものとみなすとする条項を追加する。
- (4) 一部負担還元金の支払時期および支払方法に関する条項を新設する。
- (5) この規程の廃止・新設は平成31年3月1日より施行する。

（改正内容の詳細は新旧対比を参照）

平成31年2月18日  
北陸電力健康保険組合  
理事長 北村 和久

北陸電力健康保険組合一部負担還元金支給規程新旧対比

(下線は変更箇所を示す)

(新：制定)	(旧：廃止)	備 考
<p style="text-align: center;">北陸電力健康保険組合一部負担還元金支給<u>手続</u>規程</p> <p>第1条 <u>(目 的)</u> この規程は規約第54条に基づき一部負担還元金の支給<u>手続</u>を行うに必要とする事項を定め、事務の適正と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>第2条 <u>(請求形式)</u> 一部負担還元金は、社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、また療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときに、それぞれ被保険者より請求があったものとみなす。</p> <p>第3条 <u>(支給時期)</u> 一部負担還元金は、毎月1回支給する。</p> <p>第4条 <u>(支給方法)</u> 一部負担還元金は、銀行振込により支給する。</p> <p>附 則 この規程の廃止、新設は、平成31年3月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">北陸電力健康保険組合一部負担還元金支給規程</p> <p>第1条 北陸電力健康保険組合規約第54条の規定による一部負担還元金の支給は、この規程の定めるところによる。</p> <p>第2条 一部負担還元金の支給を受けようとする者は、一部負担還元金請求書を組合に提出しなければならない。 2 組合は、法第74条の規定により一部負担金を支払った者に対しては、第1項の規定にかかわらずその被保険者にかかる診療報酬明細書または調剤報酬明細書を一部負担還元金請求書とみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健保連規約・規程例に準拠し、規程の名称を変更</li> <li>・本規定の目的の明確化</li> <li>・健保連規約・規程例に準拠した表現に修正</li> <li>・被保険者からの請求形式を明確化</li> <li>・一部負担還元金の支給時期を明確化</li> <li>・一部負担還元金の支給方法を明確化</li> </ul>